

## 愛知県都市職員共済組合保健事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県都市職員共済組合保健事業に関する規則（平成21年愛知県都市職員共済組合規則第6号）第3条に規定する保健事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保健事業の種類等)

第2条 保健事業の種類等は次に掲げるものとする。

(1) 人間ドック

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者を対象に人間ドックを実施する。

イ 人間ドック実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ 人間ドックの実施については、理事長と所属所長の間で協議するものとする。

(2) 脳ドック

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）を対象に脳ドックを実施する。

イ 脳ドック実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ 人間ドックの実施については、理事長と所属所長の間で協議するものとする。

(3) がん健診

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者を対象にがん健診を実施する。

(ア) 胃がん

(イ) 大腸がん

(ウ) 乳がん

(エ) 子宮がん

(オ) 前立腺がん

イ がん健診実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ がん健診の実施については、理事長と所属所長の間で協議するものとする。

(4) 生活習慣病健診

ア 被扶養者及び任意継続組合員を対象に生活習慣病健診を実施する。

イ 生活習慣病健診実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ 生活習慣病健診の実施については、理事長と所属所長の間で協議する

ものとする。

(5) 歯科健診

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者を対象に、歯科健診を実施する。

イ 歯科健診実施機関は、理事長が認める医療機関とする。

(6) インフルエンザ予防接種助成

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者が医療機関においてインフルエンザ予防接種を実施したときは、費用の一部を助成する。

イ インフルエンザ予防接種の1人あたりの助成額は、1回1,000円とし、1接種期間に2回を限度とする。

ウ 助成の対象となる期間は、理事長が定める接種期間とする。

エ 予防接種実施機関は、理事長が認める医療機関とする。

(7) メンタルヘルス相談

ア 組合員及び被扶養者が、組合の指定する専門機関に健康、メンタルヘルスに関する相談を電話及び面接にて行う。

イ メンタルヘルス相談実施機関は、理事長が認める専門機関とする。

(8) 保養所利用助成

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者（被扶養者でない配偶者を含む。）が次に掲げる施設を利用したとき（宿泊した場合に限る。）は、費用の一部を助成する（利用のため費用を要しない場合を除く。）。ただし、(ア)の施設の利用については、任意継続組合員及びその被扶養者（被扶養者でない配偶者を含む。）を含むものとする。

(ア) シーサイド伊良湖

(イ) レイクサイド入鹿

(ウ) 東京グリーンパレス

(エ) 宿泊施設相互利用協定に基づく都道府縣市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の保養・宿泊施設（(ア)又は(イ)に掲げる施設を除く。）

(オ) 理事長が指定した保養・宿泊施設

イ 利用助成の額は、ア(ア)及び(イ)に掲げる施設については1人1泊3,500円、ア(ウ)に掲げる施設については1人1泊3,000円、ア(エ)に掲げる施設については1人1泊2,000円とする。

ウ 利用助成を受けようとする者は、施設を利用する際、組合が発行した利用助成券を施設に提出し、利用料金から利用助成券表示の額の控除を

受ける。

エ ア(オ)に掲げる施設の利用助成の方法及び額については、理事長が別に定める。

(9) 育児書配布

組合員（任意継続組合員を除く。）又は被扶養者が出産したときは、育児書を配布する。

(10) 特定健康診査及び特定保健指導

組合員及び被扶養者等の特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

（利用助成対象者の特例）

第3条 前条第8号アに規定する利用助成の対象となる者は、次に掲げる者を含むものとし、それらの者が利用することができる施設は、同号ア中(ア)及び(イ)に限るものとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる者が利用できる施設は、同号ア中(ア)に限るものとする。

- (1) 組合員であった期間に基づく年金である給付を受ける権利（以下この号において「受給権」という。）を有する者。ただし、受給権を有することとなった日の直前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による共済組合の組合員期間が組合員であった者に限る。
- (2) 平成26年3月31日以降に定年退職した者。ただし、前号の受給権を有するまでの期間とする。
- (3) 組合の所轄機関から年金である給付を受ける権利を有する者
- (4) 前3号の配偶者である者
- (5) 組合員の被扶養者でない第1親等の親族である者

（利用助成の制限）

第3条の2 前2条の規定により複数の利用助成資格を有する者であっても、これらの資格をもって重複して助成を受けることはできないものとする。

2 第2条第8号に規定する施設を利用した際の宿泊費については、利用助成費と公費出張旅費が重複して支払われることとなる場合は、利用助成の対象としないものとする。

（医療費増高対策）

第4条 診療報酬明細書点検業務は、専門機関に事務委託するものとする。

（雑則）

第5条 保健事業に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。